

税関における特許権侵害物品の認定と特許無効

神戸地裁平成18年1月19日判決

平成16年(行ウ)第29号 認定取消請求事件

近 藤 恵 嗣*

抄 録 関税定率法21条1項5号(改正関税法69条の8第1項9号)は、特許権侵害物品を輸入禁制品としている。しかし、特許法104条の3により、特許権者は無効理由のある特許権を行使することができないのであるから、輸入禁制品となるのは、無効理由のない特許権を侵害する物品に限られる。したがって、輸入者等の利害関係人は、特許権者による申立段階から侵害認定手続を経て、侵害認定処分取消訴訟に至るまで、特許に無効理由が存在することを主張できる。輸入者等は、特許権者による申立が受理されただけでも、認定手続の期間中、通関が止められるという不利益を受けるから、輸入者等が無効理由を主張する機会を保証されるように申立受理手続を運用する必要がある。

目 次

1. 事案の概要
 - 1.1 関税定率法に基づく認定処分
 - 1.2 原告(輸入者)の主張
 - 1.3 本件判決の結論
2. 本件特許発明
 - 2.1 従来技術及び解決課題
 - 2.2 特許請求の範囲
3. 公知刊行物に関する主張及び認定
 - 3.1 原告(輸入者)の主張
 - 3.2 被告らの主張
 - 3.3 本件判決の認定
4. 関税定率法の解釈
 - 4.1 被告らの主張
 - 4.2 本件判決の判断
5. 考察
 - 5.1 本件判決の意義
 - 5.2 無効理由の明白性不要
 - 5.3 行政訴訟の管轄
6. 実務の指針
 - 6.1 関税法改正
 - 6.2 申立及び申立の受理

- 6.3 認定手続
7. 雑感

1. 事案の概要

1.1 関税定率法に基づく認定処分

原告が石製灯籠及び石製灯籠用扉(以下、本件各物件という。)を輸入しようとしたところ、被告(神戸税関六甲アイランド出張所長)は、本件各物件が特許第3012200号(以下、本件特許という。)を侵害し、関税定率法21条1項5号の輸入禁制品に該当するとの認定処分を行い、本件各物件の輸入を差し止めた。

なお、本件訴訟において、特許権者が被告に補助参加している。したがって、本稿において「被告ら」とは、被告と被告補助参加人を指す。

* 弁護士 Keiji KONDO

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

1. 2 原告（輸入者）の主張

原告は、本件認定処分が違法であるとしてその取消を求めて本件訴訟を提起したものであるが、本件認定処分が違法であるとする理由として、

- (1) 本件各物件は本件特許発明の構成要件を充足しないこと
- (2) 本件特許に無効理由があり、無効な特許に基づく認定処分は違法であること

を主張した。

1. 3 本件判決の結論

本件判決は、本件特許に無効理由があると認定し、関税定率法21条1項5号にいう「特許権」とは、すべての特許権を指すのではなく、無効理由の存在しない特許権を指すものと解するのが相当であるとして、本件認定処分を取り消した。

2. 本件特許発明

2. 1 従来技術及び解決課題

本件特許発明は、寺院の境内や墓の前等に設置される石製灯籠に関する。

本件特許の公報によれば、従来、寺院の境内や墓の前等に設置される石製灯籠として、灯籠の本体部の前部所定箇所を開口し、この開口部に開閉可能な合成樹脂製の開閉扉を設けたものが提供されていた。従来の石製灯籠は、開閉扉が合成樹脂製であるために、長期使用すると、透明な合成樹脂の色が白色に変化してしまうという問題があった。また、開閉扉が合成樹脂製であるために灯籠内部に設置されたロウソクの火によって溶けてしまうことがあるという問題があった。しかも、開閉扉が合成樹脂製であり扉自体が軽量であるために、風によって灯籠から外れて飛散して紛失してしまうことが多いと

いう問題があった。

本件特許の公報は、本件特許発明の課題は、上記従来の問題を解消することであり、扉の色が長期使用しても変化することがなく、更に、扉が灯籠内部のロウソクの火によって溶けることがなく、しかも、扉が風によって飛散して紛失することを防ぐことができる石製灯籠と石製灯籠用扉を提供することにあるとしている。

2. 2 特許請求の範囲

本件判決は、特許請求の範囲から請求項1及び4を引用している。本件判決の示した分説に従うと、これらは次のとおりである。

【請求項1】

- A. 石製灯籠の開口部を開閉するための石製灯籠用扉であって、
- B. 前記石製灯籠に対して固定可能な固定部と、
- C. 蝶番によって前記固定部に対して回動自在に取り付けられた金属製の扉本体と、
- D. 前記扉本体に設けられた窓部に取り付けられたガラスとを備え、
- E. 前記固定部が前記石製灯籠に固定されると、前記扉本体および前記ガラスが一体的に前記開口部に対して開閉自在となっている
- F. ことを特徴とする石製灯籠用扉。

【請求項4】

- G. その側面に開口部が形成された灯籠本体部と、
- H. 請求項1ないし3のいずれかに記載の石製灯籠用扉とを備え、
- I. 前記固定部が前記灯籠本体部に対して固定され、前記扉本体および前記ガラスが一体的に前記開口部に対して開閉自在となっている
- J. ことを特徴とする石製灯籠。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

3. 公知刊行物に関する主張及び認定

3.1 原告（輸入者）の主張

有限会社Aが本件特許の出願前に発行した商品案内（以下、本件カタログという。）に「扉のみタイプ」と記載されているステンレス製供養箱用扉が掲載されており、この扉と本件特許の請求項1に記載された発明は同一である。したがって、本件特許は、特許法29条1項3号に違反して特許されたものであり、無効である。

3.2 被告らの主張

本件カタログには、正面から撮影した写真が掲載されているのみであり、供養箱用扉の具体的な構成は一切読みとれない。したがって、上記供養箱用扉と請求項1記載の発明が同一であるとはいえない。

3.3 本件判決の認定

本件判決は、本件カタログ全体の記載から、上記供養箱用扉を何らかの方法によって石製の供養箱に取り付けて用いるものであることは容易に理解することができることと認定し、この認定を前提として、上記供養箱用扉と請求項1記載の発明との相違点として

- (1) 上記供養箱用扉にガラスが取り付けられているか否かが明らかでない点
- (2) 上記供養箱用扉と供養箱本体とを固定するのにいかなる手段を用いているのか明らかでない点

2点を認定した。しかしながら、本件判決は、結論として、本件特許発明の進歩性を否定した。その理由は次のとおりである。

まず、ガラスの使用については、本件カタログには、「お線香・ローソクの火を雨や風から守ります。」と記載されているから、プラスチックやガラスなどの透明な素材が嵌合されてい

ることを容易に推察できるとした上で、石製灯籠や供養箱を含む墓前用ロウソク台の扉部分にガラスを用いることは周知の技術思想であるとした。次に、固定部の存在については、本件カタログから供養箱扉本体の上部及び側部に金属製の物体（ステンレス枠）が付属しているのを見てとることができるとし、扉本体と石製の供養箱本体とを直接固定してしまうと扉本体が開閉機能を果たさなくなってしまうことは明らかであることを理由に、ステンレス枠を供養箱本体に固定するものであると認定した。

なお、被告らは、請求項1にいう「固定部」は、石製灯籠に対して能動的に作用して固定されることを意味していることと主張したが、本件判決は、本件特許の明細書からは、「固定部」自身が能動的に作用するようなものとして記載されていると読みとることはできないとして、この主張を斥けた。

4. 関税定率法の解釈

4.1 被告らの主張

被告らは、特許権は、無効審決が確定するまでは適法かつ有効に存続し、対世的に無効とされるわけではなく、特許の有効、無効の判断権限が第1次的には特許庁にあるから、被告（税関出張所長）が本件特許を有効なものとして扱って本件認定処分をしたことは違法でないことと主張した。

4.2 本件判決の判断

本件判決は、無効理由が存在することを理由に認定処分を争えないとすることは、特許権者に過度の保護を与える反面、貨物輸入申告者に不当な不利益を与えるもので、衡平の理念に反するとし、供託命令によってもこの衡平は回復しがたいとしている。さらに、認定処分制度の趣旨は、特許権者等を保護する点にあるとして、

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

改正特許法104条の3に言及して、無効理由が存在すれば、侵害訴訟においても特許権を行使できないことを指摘している。

以上を理由として、関税定率法21条1項5号の「特許権」とは、すべての特許権を指すのではなく、無効理由の存在しない特許権を指すものと解するのが相当であると判断して、特許権侵害物品の認定処分を受けた者は、その取消訴訟において、当該特許に無効理由が存在することを処分の違法理由として主張できるとした。

なお、本件判決は、認定処分を違法とするには、特許に無効理由が存在すれば足り、改正法104条の3に照らして、その存在が「明らかである」ことを要するものではないとしている。

5. 考 察

5.1 本件判決の意義

本件判決の意義は、特許に無効理由がある場合には、その特許を侵害することを理由として関税定率法21条1項5号の輸入禁制品の認定をすることが違法な行政処分であることを明らかにしたことである。いわゆるキルビー特許をめぐる富士通-TI事件最高裁判決によって無効理由が存在することが明らかな特許権の行使は権利濫用に該当することが明らかにされ、この最高裁判決の下での下級審判決の蓄積を背景に、特許法104条の3が立法され、特許が特許無効審判により無効とされるべきものと認められるときは、特許権者等は、相手方に対してその権利を行使できないとされたことからすれば、この結論は、一見、当然のこのようにも思えるかもしれない。

しかし、権利濫用の法理も、特許法104条の3も、結局は、私人間における権利行使を問題にしているのみである。これに対して、関税定率法に基づく認定処分は行政権の行使であり、私人間で特許権が行使できないということと、

行政権の行使が違法になるかどうかということが同一の判断基準に基づいて決せられなければならないものではない。

関税定率法21条1項各号が規定する物品は、何らかの意味で社会秩序を乱すものであると見ることもできる。そうすると、特許権等を侵害する物品を輸入禁制品とした理由も、個々の特許権者を保護することが直接の目的ではなく、特許制度の権威を守ることが直接の目的であると理解することも不可能ではない。このような考え方をとれば、具体的な特許権に無効理由があろうとも、無効審判を経て無効とされるまでは特許として尊重することが国民の義務であるとの結論もあり得ることになる。

また、税関長も特許庁も国の行政機関である。そして、特許を無効にする権限を有する行政機関は特許庁であって税関長ではない。ここには、裁判所が私人間の争いを判断する場合と異なり、行政機関が行政権限を行使するにあたって、前提問題について権限を有する他の行政機関の判断を一方的に否定することが許されるかという問題がある。

ところが、本件判決は、通常、認定手続が権利者の申立に基づいて開始されることなどにも留意して、認定処分制度の趣旨は、特許権者その他の知的財産権者の権利を保護する点にあるとして、侵害訴訟において権利行使が制限されるような場合にまで税関長が認定処分を行う必要性も合理性もないとした。さらに、このことは、認定手続が特許権者からの申立により開始されたか否かによって変わらないとしている。

このように、本件判決は、関税定率法21条1項5号に規定されている特許権等を侵害する物品と、同項の他の号に規定されている輸入禁制品との関係を明言していないが、結果として、これらは異なる性格を有するものとして扱っていることになる。知的財産権の保護の一環としていわゆる水際取締りの強化が議論されている

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

中で、関税定率法21条1項5号が同項の他の号とは異なる目的を持っていることを明確にしたことの意義は大きいと思われる。

5. 2 無効理由の明白性不要

本件認定処分は、改正特許法（104条の3）の施行前に行われたものである。この点を意識したものかどうかは分からないが、被告らは、仮に、本件特許に無効理由が存在するとしても、無効理由が存在することが明らかでない以上、本件認定処分は何ら権限濫用に当たらないとの主張をしていた。おそらく、民事事件における最高裁判決を無理に行政事件に当てはめ、特許に無効理由が存在しても認定処分という行政処分をすることは税関長の権限の範囲内であることを前提としつつ、無効理由が存在することが明らかな場合にのみ、権限濫用の法理により違法になると構成したものであろう。

しかし、本件判決は、端的に、関税定率法21条1項5号にいう「特許権」は、「無効理由が存在しない特許権」を指すと解釈して、無効理由が存在する特許権に基づく認定処分は違法であると判断した。本件判決が、認定処分制度の趣旨が知的財産権者の権利を保護する点にあるとして、権利者と貨物輸入申告者との衡平を重視する以上、当然の判断であろう。また、改正特許法が附則2条で、「この法律の施行前に生じた事項にも適用する。」と明記していることも影響していると思われる。

5. 3 行政訴訟の管轄

本件は、行政事件訴訟法上の取消訴訟であり、一般の民事訴訟ではない。したがって、民事訴訟法6条にいう、「特許権等に関する訴え」に該当しない。

取消訴訟の管轄は行政事件訴訟法12条1項の規定により、処分をした行政庁の所在地を管轄する裁判所である。本件認定処分は神戸税関の

出張所長の処分であるから、神戸地裁に管轄がある。

特許権等に関する訴えの管轄を東京地裁と大阪地裁に集中させた趣旨からすると、本件のような行政訴訟について民事訴訟法6条を準用すべきであるとの意見もあるようである。このような意見の背景には、知的財産専門部を持たない地方裁判所が特許侵害や特許の無効理由を判断することに対する危惧があるようである。

本件判決の判断に対しても、特許庁の無効審判の審理に慣れた方の中には、カタログの記載事項の認定において、常識や、全体の趣旨を考慮して文字として記載されていない事項を認定している点をとらえて、「強引な判断」、「後知恵」などと批判する方もいるかもしれない。しかし、筆者の経験では、むしろ、特許庁の審判の方が、ある時期には、明示的に記載された事実のみを硬直的に理解する傾向が強まり、別な時期には、文献に記載のないことを安直に「設計事項」、「技術常識」などの言葉で補ってしまう傾向が強まるといったように、判断の安定性を欠いているように思われる。一方、筆者が本件判決を見る限り、判断の手法、判断の論理、結論のいずれの見地から見ても、問題があるようには思われぬ。したがって、筆者は、本件判決を理由として、税関長による知的財産権侵害物件の認定処分の取消訴訟の管轄も東京地裁、大阪地裁に集中させなければならないとは考えていない。

しかし、いずれにしても、この点は今後の制度改革にあたって検討すべき課題であろう。

6. 実務の指針

6. 1 関税法改正

以上においては、本件判決に即して、関税定率法21条1項5号を前提として議論してきた。しかし、平成18年改正により、関税法の改正に

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

伴って関税率法21条が削除され、関税法69条の2に輸出禁制品が規定され、同法69条の8に輸入禁制品が規定された。現在、輸出禁制品として規定されている知的財産権侵害物品は育成者権を侵害する物品のみであるが、特許法等の改正によって特許発明の実施行為等に輸出が規定された後に特許等を侵害する物品が輸出禁制品に追加される予定である。

改正関税法は、第6章第4節第1款(69条の2ないし69条の7)において輸出禁制品について規定し、同第2款(69条の8ないし69条の17)において輸入禁制品について規定している。それぞれにおいて、知的財産権侵害物品については税関長が認定手続を執らなければならないものとされている。しかし、以下の議論においては、特許権を侵害する物品の輸入差止めを想定して、権利者をすべて「特許権者」と記載することにする。また、議論は、すべて、輸入禁制品に関する規定に基づいて行うことにする。ただし、以下の議論も、本件判決が提起した問題も、将来は、輸入のみならず輸出にも関連することになることに留意されたい。

6. 2 申立及び申立の受理

(1) 申立の意義

特許権者は、自己の特許権を侵害すると認められる貨物に関し、税関長に対して、当該貨物について認定手続を執るべきことを申し立てることができる。この申立は、税関長に対して、「特定の物」について認定手続を執るべきことを申し立てるものである。海外の製造者、輸出者や国内の輸入者が利害関係を持つことは当然であるが、民事訴訟とは異なり、「特定の人(法人を含む)」に対する手続ではない。

申立が「特定の物」を対象とすることから必然的に生じる要請は、申立の対象物を特定することである。特許権を侵害する、しない、の議論以前の論理的な前提として、ある貨物が「特

定の物」であるか否かを税関において容易に判断できなければならない。「特定の物」は、製造者名、商品名、外観、荷姿など、税関において容易に認識できる特徴によって特定される必要がある。

次に、特許権者は、上記のようにして特定された「特定の物」が自己の特許権を侵害することを必要な証拠で疎明しなければならない。仮に、X国を原産国とするABCという商品が自己の特許権を侵害するというのであれば、すべてのABCが自己の特許権を侵害することを疎明しなければならず、ABC-123は特許権を侵害するが、ABC-234は特許権を侵害するかどうかははっきりしないというのでは、ABCが特許権を侵害するという事実を疎明したことにはならない。このような場合には、ABC-123を対象物として特定する必要がある。ABCに対する申立が受理された場合、税関では、貨物がABCであるか否かを判断して認定手続を執るべきか否かを決定するのであるから、これは当然のことである。

(2) 申立の審査

税関長は、申立に係る侵害の事実を疎明するに足る証拠がないと認めるときには、申立を受理しないことができる。申立に係る侵害の事実を疎明するに足る証拠があるか否かを判断するにあたり、税関長は専門委員の意見を求めることができる。専門委員には、知的財産権に関して学識経験を有する者であって、事案の当事者と特別の利害関係を有しない者を委嘱する。実務上、日本弁護士連合会の推薦した弁護士等が専門委員に委嘱される。

専門委員は、申立に係る侵害の事実を疎明するに足る証拠があるか否かについて意見を述べるができるが、本件判決も述べるように、輸入禁制品としての「特許権を侵害する物品」は、「無効理由のない特許権を侵害する物品」

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

である。したがって、申立に至る経緯などから無効理由の有無が争点となることが容易に理解できるような事案では、無効理由がないことについても一応の疎明を求めるべきであろう。また、今後は、申立の受理前に利害関係人が意見を述べる機会を保障する方向で実務の運用が改善されることが予定されているから、専門委員が無効理由についても意見を述べる機会は増加すると思われる。逆に言えば、利害関係人との事前交渉などがあった場合には、申立にあたって、特許権者自ら、利害関係人の主張が予想される無効理由を開示して、無効理由がないことを積極的に主張しておくことが望ましいことになる。

(3) 申立受理の効果

申立を受理した場合、税関長は、申立の有効期間を申立人に通知する。この有効期間中に申立に係る貨物があると認めるときには、その都度、当該貨物について認定手続が執られる。

すでに述べたとおり、申立は「特定の物」に対する申立である。しかし、海外においてその「特定の物」を製造、輸出する者や、国内においてそれを輸入する者にとっては、その「特定の物」について、その都度、認定手続が執られることは、そのこと自体が不利益である。ところが、法律の規定上は、これらの利害関係人の保護が十分とは言えない。

そこで、税関では、運用によって利害関係人に意見を述べる機会を与えることを検討している。例えば、申立があったことを税関のHPで公開して意見聴取することも検討されている。また、輸入者が判明している場合には、申立があった段階で輸入者に通知して意見聴取することも検討されている。

理論上、申立が「特定の物」を対象とすることは疑いないが、実務上、現実には、特定の利害関係人を対象として申立が行われていること

も、また事実である。したがって、本来であれば、申立内容の公示を税関長に義務づけるほか、税関長の知り得た利害関係人に対しては申立を通知して、一定の期間内に利害関係人に意見陳述の機会を与えることなどを内容とする法整備が必要である。これらは、必ずしも法改正を要するものではなく、施行令、施行規則のレベルで対応できると思われる。

(4) 申立の受理・不受理に対する不服

関税法又は関税に関する他の法律の規定による税関長の処分に対する不服がある者は異議申し立てをすることができる。また、行政事件訴訟法に基づいて、当該処分の取消の訴えを提起することもできる。

関税法は、特許権者に、自己の特許権を侵害すると認められる貨物に関して申立権を認めた上で、特許権侵害の事実を疎明するに足りる証拠がないと認めるときに税関長が申立を受理しないことができると規定している。したがって、税関長の不受理処分は関税法による処分であり、特許権者は、当該処分について異議を申立て、又は、取消の訴えを提起することができると考えられる。

問題は、輸入者等の利害関係人が申立受理処分を争うことができるか否かである。

これまで、申立及び申立の受理は、特許権者と税関長との間で「特定の物」をめぐる展開される手続であるという理論的な側面が強調されたためか、輸入者等の利害関係人の立場が軽視される傾向にあった。しかし、税関も利害関係人の立場を直視して、運用を改善する動きを見せている。また、関税法自体も、「認定手続が終了するまでの間当該貨物が輸入されないことにより当該貨物を輸入しようとする者が被るおそれがある損害」を認識して、その損害を担保するための金銭の供託を申立人に命じることができるとしている。一方、申立が受理される

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ことにより、申立に係る「特定の物」については、その都度、認定手続が執られることになる。したがって、少なくとも、当該「特定の物」を輸入することが確実に予期できる輸入者は、申立の受理処分によって不利益を被る。行政事件訴訟法9条2項が「裁判所は、処分又は裁決の相手方以外の者について前項に規定する法律上の利益の有無を判断するに当たっては、当該処分又は裁決の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮するものとする。」と規定していることから見ても、輸入者は、異議申し立てや受理処分取消の訴えの提起ができると解すべきであろう。このような解釈は、本件判決が特許権者と輸入貨物申告者との衡平を重視していることにも通じるものである。

なお、本件判決は認定処分を取り消したものであるが、その説くところは、輸入者が受理処分を争う場合にもあてはまることである。したがって、輸入者は、特許権に無効理由があることを受理処分の取消理由として主張できることになる。

6.3 認定手続

認定手続は、輸入されようとする貨物が特許侵害物品であることが疑われる場合に、特許侵害物品であるか否かを認定する手続である。特許権者からの申立が受理されていると、輸入されようとする貨物がその申立の対象である「特定の物」とであると判断されれば、認定手続が執られる。

例えば、X国を原産国とするABCなる商品について特許権者による申立が受理されているとき、X国を原産国とするABCなる貨物が輸入されようとしていれば、その貨物は特許侵害物品であることが疑われる。しかし、税関長がその貨物について没収・廃棄を行ったり、積戻

しを命じたりするには、認定手続を執る必要がある。すなわち、申立の受理にあたっては、「特定の物」とは言うものの、「X国を原産国とするABC」という抽象的、観念的な物を対象として特許侵害の事実を疎明する証拠があるか否かを判断するが、認定手続では、輸入されようとする貨物という具体的な物が特許を侵害するか否かを判断する。

認定手続のための手段として、関税法はいくつかの手続を定めている。

第1は、見本の検査である。特許権者は、税関長に申請して認められれば、見本を検査することができる。

第2は、特許庁長官に対する意見照会である。ただし、特許庁長官から聴くことのできる意見は、技術的範囲に関するもののみであり、無効理由に関する意見は含まれない。このような制約がある理由は明らかではないが、おそらく、現行法上、特許庁が無効理由を発見しても自発的に特許を無効とする手続はないから、無効審判によらずに特許庁が特許に無効理由があるという意見を述べることは不適切であると考えられたためであろう。この意見照会は、特許権者又は輸入者の求めがある場合の他、税関長の自発的判断によっても行い得る。

第3は、専門委員に対する意見照会である。ただし、申立受理の段階とは異なり、専門委員は技術的範囲に関する意見を述べることはできない。したがって、無効理由の有無について意見を述べることになる。おそらく、特許庁長官の意見と専門委員の意見が食い違った場合に行政機関である税関長が専門委員の意見を採用することはできないという前提で専門委員が意見を述べられる範囲を限定したものと思われる。しかし、技術的範囲に関する意見と無効理由に関する意見が截然と分けられるものではない。複雑な争点を含む場合などは、専門委員に意見を求めるにあたって、技術的範囲に関する複数

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

の解釈を示した上で、それぞれの解釈の下で無効理由があるか否かについて意見を述べてもらうなどの工夫が必要である。

本件判決の事例が示しているとおおり、輸入者は、輸入貨物が特許権侵害物品であるとの認定の取消を求めて取消訴訟を提起できる。取消理由として、特許に無効理由があることを主張できることも本件判決の示すとおおりである。

これに対して、輸入貨物が特許権侵害物品に該当しないと認定を特許権者が争うことは、理論的にはともかく、実益に乏しい。通常、当該貨物は通関されて国内に流通してしまうからである。必要ならば、輸入者等に対する損害賠償請求訴訟、販売差止請求訴訟や、特許権侵害禁止仮処分の申立を行うことになろう。

7. 雑 感

いわゆる富士通-TI事件（キルビー事件）の最高裁判決以前から、裁判所は、実質的に無効理由のある特許権の行使を認めていなかった。しかし、特許に無効理由があるということを判決の理由とすることができなかったために、裁判所は、さまざまな論理を工夫して用いていた。その結果として得られた結論は概ね妥当であったが、公知技術除外説、実施例限定説など、非侵害という結論を導く論理については、当該事件における結論の妥当性とは別に、一般論としては、批判の対象となったものもある。

ところで、あまり広く知られていない事件であるが、「種駒つき蓋のパッケージ事件」という刑事事件がある。実際には、被告人2名の刑事事件が別々に審理されたので、2件の刑事事件であり、別々の担当裁判官による2件の判決がある。いずれも結論は無罪である^{1), 2)}。

これらの事件の被告人は、いわゆるイ号製品と同じものを特許の出願日以前に品評会で見たことがあると主張し、この主張に基づいて無罪を主張した。判決は、刑事事件の立証責任の配

分に従って、出願日前に被告人が品評会でイ号製品と同じものを見た事実がなかったことを検察官が合理的疑いを容れない程度に立証できなかったとして、この事実が存在することを前提とした。その上で、両判決とも、次のように述べている。

「本件特許の技術的範囲を解釈するに当たっては、その出願当時の公知技術であるイ号技術は除外して解釈すべきであるから、本件特許の技術的範囲をどのように解釈するかは別として、イ号技術を除外した形でしかその技術的範囲が及ばないのは明らかであるから、当然、イ号技術は、本件特許の技術的範囲には含まれないことになる。」

両判決は、以上の理由によって特許権侵害行為の事実を認定できないとして被告人らに無罪を言い渡したのである。

これらの判決は平成5年に言い渡されたものであるが、仮に、今後、似たような事件が起きたならば、裁判所は、どのような判決を言い渡すであろうか。前記最高裁判決は、大審院の民事判決のみならず刑事判決も判例変更の対象としている。しかし、その後立法された特許法104条の3は、「特許権者…は、相手方に対しての権利を行使することができない。」と言っているだけで、相手方の行為は「特許侵害」に該当するが、損害賠償請求権等を行使できないと解釈する余地がある。一方、特許法196条は、「特許権…を侵害した者は、…懲役若しくは…罰金に処し、又はこれを併科する。」³⁾としている。本件判決と同じように、「特許権とは、無効理由のない特許権を意味する」として、構成要件該当性を否定するであろうか。それとも、無効理由のある特許を侵害しても違法性がないという理由で無罪を言い渡すであろうか。前記最高裁判決による判例変更の趣旨からすれば、無罪の結論は動かないだろうが、いかなる論理によってその結論を導くかは、興味のあるところ

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

るである。

最近、知的財産権の保護強化の名の下に、刑事罰の強化や税関による水際取締りの強化が話題になっているが、民事訴訟によって権利を保護するだけでは不十分であるような権利侵害の類型について十分な検討がなされていない。条文では、「特許権を侵害する物品」、「特許権を侵害した者」となっているが、本来、民事訴訟によって解決すべき問題に対して行政権や刑罰権を発動することに対しては、もう少し謙抑的であるべきではないだろうか。ブランド品の

偽物の輸入が特許侵害を伴っているような場合を除き、民事訴訟による解決が無力であるような事例はそれほど多くはないのではないだろうか。

注 記

- 1) 広島地裁刑事第1部 平成5年3月25日判決
- 2) 広島地裁刑事第2部 平成5年7月13日判決
- 3) 平成18年改正特許法（平成18年6月1日成立，同年6月7日公布，平成19年1月1日施行予定）

（原稿受領日 2006年8月21日）

